

## インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項

(原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項)

甲及び乙は、インセンティブ制度の適用を受ける契約に関し、次の特約条項を定める。

(コスト削減額及びインセンティブ料率の保証)

**第1条** 乙は、採用及び認定日以降のインセンティブ契約制度が適用される期間中において、甲がこの契約と同種の装備品等又は役務を調達するときは、この契約の締結に先立って甲に提出した確認書に規定するインセンティブ料を計算価格算定の基礎とした契約金額で、当該調達に係る契約を履行することを約定する。

(契約金額に含まれるインセンティブ料等)

**第2条** この契約は、インセンティブ契約制度に関する特約条項に基づき、同契約制度の適用を受ける契約として取り扱う。

**2** この契約に関し、インセンティブ契約制度に基づく削減額、契約金額に含まれるインセンティブ料及びインセンティブ契約制度の適用方式は、次の表のとおりとする。

コスト削減額	
インセンティブ料	
適用方式	

**3** 前項において、この契約のインセンティブ料が確定していない場合、甲及び乙は、インセンティブ料の確定後、当該確定に伴う金額と契約金額との差額相当額を減額し、又は国庫に返納するための措置をとる。

(インセンティブ契約制度についての細部事項)

**第3条** この契約が適用を受けるインセンティブ契約制度に関し、前条に規定のほか細部事項は、インセンティブ契約制度に関する特約条項の規定による。

【インセンティブ料及び適用方式の記載例】

- (1) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定している場合  
(3)の場合を除く。)

コスト削減額	1 S E Tあたり 〇〇〇円
インセンティブ料	1 S E Tあたり 〇〇〇円
適用方式	原価改善提案方式(コスト削減額確約型)

- (2) この特約条項を適用する時点でインセンティブ料が確定していない場合  
(3)の場合を除く。)

コスト削減額 及び インセンティブ料	インセンティブ契約制度に関する確認書 (第〇号。〇.〇.〇) 第3項により甲が 実施する原価監査によって確定する。
適用方式	原価改善提案方式 (コスト削減額事後確 定型)

- (3) 確認書の交換日以前に一般確定契約である申請契約についてこの特約条  
項を適用する場合

コスト削減額	1 S E Tあたり 〇〇〇円
インセンティブ料	インセンティブ契約制度に関する特約条 項第8条第4項の規定により、契約金額 に含まれるインセンティブ料なし。
適用方式	原価改善提案方式 (コスト削減確約型)

※ 不要な文字は抹消して使用する。